

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（障害福祉課）	一
○農用地利用集積等促進計画の認可	（農業振興課）	一
○県営土地改良事業計画の縦覧	（農村振興課）	一
○海岸保全区域の廃止	（農村整備課）	二
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調査の縦覧	（水産業振興課）	二
○保安林の指定の解除の予定	（森林整備課）	二
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	（ 同 ）	三
○土地改良区役員の退任の届出	（仙台地方振興事務所）	三
○土地改良区役員の退任の届出	（北部地方振興事務所）	三
○土地改良区の定款変更の認可	（東部地方振興事務所）	三

告 示

○宮城県告示第五百四十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和六年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

事業所の名称及び所在地

指定障害児通所支援の種類

設置者名

指定年月日

ページ

○四五一五〇〇八五四	八加美郡加美町西二	保育所等訪問支	特定非営利活	令和六年四月
○四五〇七〇〇六〇四	名取市小森二丁目一	児童発達支援・放課後等デイサービス	株式会社ひよこ	令和六年七月
○四五〇七〇〇六一二	名取市増田一丁目一	放課後等デイサービス	株式会社ひよこ	令和六年七月
○四五〇七〇〇六二〇	名取市増田二丁目一	児童発達支援・放課後等デイサービス	株式会社ひよこ	令和六年七月
○四五二一〇〇四一六	沼津市たけくま二丁目二十	児童発達支援	株式会社ひよこ	令和六年七月
○四五二一〇〇四二四	沼津市下三丁目二	児童発達支援・放課後等デイサービス	株式会社ひよこ	令和六年七月
○四五二一〇〇四三三	沼津市松ヶ丘一丁目一	放課後等デイサービス	株式会社ひよこ	令和六年七月
○四五二四〇五二〇二	巨理郡巨理町吉田字宮前四十	児童発達支援・放課後等デイサービス	株式会社ひよこ	令和六年七月
○四五二六三〇一三二	みんはなはなまる松島宮城郡松島町高城字三居山一四番二	児童発達支援・放課後等デイサービス	株式会社ひよこ	令和六年七月

○宮城県告示第五百四十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用集積等促進計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和六年八月二十七日

○宮城県告示第五百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県宮藤沢地区土地改

良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。
 なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和六年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和六年八月二十七日から令和六年九月二十六日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第五百四十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき指定した次の海岸保全区域は、
 廃止する。

令和六年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称

大分類 中分類 小分類 小々分類

宮城県 鳴瀬海岸 宮戸地 西畑地
 仙台湾 沿岸 区海岸 先海岸

廃止区域

基点A点は、桃生郡鳴瀬町宮戸字西畑一―番地先西畑堤防東端
 補助点天端中心

- (イ)点は、基点A点から一四八度一〇分一九・二〇メートルの地点
 - (ロ)点は、(イ)点から二三八度二〇分八一・五〇メートルの地点
 - (ハ)点は、(ロ)点から二四八度二〇分八七・〇〇メートルの地点
 - (ニ)点は、(ハ)点から二五七度一〇分七〇・〇〇メートルの地点
 - (ホ)点は、(ニ)点から三四八度三〇分七〇・〇〇メートルの地点
 - (ヘ)点は、(ホ)点から七七度一〇分六二・〇〇メートルの地点
 - (ト)点は、(ヘ)点から六六度三〇分七四・〇〇メートルの地点
 - (チ)点は、(ト)点から五九度四〇分七三・五〇メートルの地点
- 区域A、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及びAの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

○宮城県告示第五百四十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を令和六年八月二十七日から令和六年九月十日まで縦覧に供する。

令和六年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 巨理郡巨理町字狐塚百四十四番地五 菊地 幹彦 巨理郡巨理町字江下二十七番地一 後藤 修	加入区 巨理町加入区 宮城県漁業協同組合仙南支所 巨理町荒浜字築港通り六番二十二

○宮城県告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和六年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
 気仙沼市亀山三の一・三の二・五の一・五の二・七の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る）
 - 二 保安林として指定された目的
 公衆の保健
 - 三 解除の理由
 公園用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて縦覧に供する。

○宮城県告示第五百五十一号
 東松島市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画地区計画

2 名称

赤井川前三番地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百五十二号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年八月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、巨理土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和六年八月二十七日

宮城県仙台地方振興事務所
 所長 佐藤 静 哉

退任した者

退任年月日
氏名
住所
役職名

令和六年七月三十一日
 阿部 賢 一
 山元町坂元字原一 一五番地
 理事

○宮城県告示第五百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、大崎土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和六年八月二十七日

宮城県北部地方振興事務所

所長 稲 村 伸

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和六年六月三十日	村 上 秀 男	大崎市古川柏崎字砂押十四番地	理事

○宮城県告示第五百五十五号

登米吉田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年八月九日認可した。

令和六年八月二十七日

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年八月二十七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石 川 佳 洋